スプレー缶類のごみの出し方が変わります!!

昨今、スプレー缶類の不適切な方法での穴開けが原因とみられる火災事故が発生していることから、**平成31年４月からは中身を完全に使い切って、穴を開けず**に再生ごみの**【スプレー缶類】**として出していただくことに変更します。

【変更点】

○再生ごみに【スプレー缶類】の分別を追加します。
○使い切ったスプレー缶類の穴開けを不要とします。

＜スプレー缶類のごみの出し方＞

①缶をカラにする

↓ 中身を完全に使い切ってください。

②缶がカラになったか確認する

↓ 缶を振って、中身がカラであることを確認してください。

③ガスを抜く

↓ 製品に書いてあるガス抜き方法をよく読んで行ってください。ガスを出し切るための「ガス抜きキャップ」が装着されている場合があります。

④ごみに出す

缶に穴を開けず、ビニール袋に「スプレー缶類」と表示して再生ごみに出す。指定袋カン類のごみとは別にしてください。

【注意点】

○ごみ収集車や処理施設での**火災の原因になるため、絶対、指定袋に入れるカン類とは一緒にしないでください。**混在している場合は、収集できません。
○スプレー缶類をカラにする時は、火気のない風通しの良い屋外で行ってください。
○どうしても使い切れない場合は、製品メーカーへお問い合わせください。
○キャップ（ふた）等のプラスチックは、埋立ごみに出してください。

【参　考】

スプレー缶類例：制汗スプレー、殺虫剤、ヘアスプレー、消臭スプレー、スプレー式鎮痛剤、シェービングクリーム、カセットボンベ等

【関連情報】

スプレー缶：（一社）日本エアゾール協会
＜http://www.aiaj.or.jp＞
カセットボンベ：（一社）日本ガス石油機器工業会
＜http://www.jgka.or.jp＞

【問い合わせ先】

町民環境課　377－5653　　環境クリーンセンター　365－9017

「配食サービス」新規申請の受け付けについて

配食サービスの申請を下記のとおり受付けます。

さわやか配食サービス及び給食ボランティア	
対象となる人	※ひとり暮らしの高齢者及び、高齢者のみの世帯又は傷病等の理由で食事の調理が困難な方 ※町内の同字内に扶養義務者がいない方 ※上記以外に民生委員が特に必要と認めた方
配　食　日	毎週水曜日（祭日の場合は変更する場合があります）
個人負担	１食あたり300円
申請方法	保険福祉課へ申請してください。

問い合わせ先　保険福祉課　TEL 377−5659